

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令について（概要）

（令和3年内閣官房令第13号、令和3年12月28日公布）

令和3年12月
内閣人事局任用第一担当

1 改正理由

デジタル田園都市国家構想実現会議事務局の設置に関する規則（令和3年11月9日内閣総理大臣決定）の一部改正により、まち・ひと・しごと創生本部事務局の設置に関する規則（平成26年9月3日内閣総理大臣決定）が廃止され、今後、デジタル田園都市国家構想実現会議事務局において、デジタル田園都市国家構想実現会議に係る事務に加え、まち・ひと・しごと創生本部に係る事務も一体的に処理されることとなった。

これまで、まち・ひと・しごと創生本部事務局には、標準的な官職「事務次官」に当たる内閣審議官（地方創生総括官）が置かれていた。まち・ひと・しごと創生本部事務局の廃止後は、デジタル田園都市国家構想実現会議事務局長が、まち・ひと・しごと創生本部に係る事務の整理（従来の地方創生総括官の役割）を引き継ぐとともに、デジタル田園都市国家構想実現会議の開催等を通じ、各府省等の標準的な官職「事務次官」の者との折衝や幅広い関係者との間で総合的な調整を行う必要があるため、当該事務局長を標準的な官職「事務次官」に当たる内閣審議官として位置付けることとなった。

このため、標準的な官職「事務次官」に当たる内閣審議官を規定している、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成21年内閣府令第2号。以下「内閣官房令」という。）第1条第4項第6号の規定を改正する必要があるため、内閣官房令を改正する。

2 改正内容

内閣官房令第1条第4項第6号の規定を改正し、「デジタル田園都市国家構想実現会議及びまち・ひと・しごと創生本部に関する事務を掌理するもの」とする。

3 施行期日

令和4年1月1日施行

※本件は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当することから、意見公募手続は実施しない。